

神奈川県立保健医療福祉大学（仮称）

施設整備事業提案募集要項

質問回答書（第1回）

平成11年11月5日

神奈川県

## 目 次

1 募集要項	1
(1) 対象事業の概要	1
① 事業内容	1
② 業務の範囲	1
③ 割賦料の支払	2
④ 維持管理料の支払	3
⑤ その他	4
(2) 事業者選定の流れ	5
① 優秀・佳作の選定	5
② 事業者の選定	5
(3) 応募条件	5
① 応募者	5
② 応募者の資格	6
③ 応募資格の制限	7
④ 応募に関する留意事項	7
⑤ 応募手続き	8
(4) 審査及び審査結果の通知	9
① 審査	9
② 審査結果の通知及び公表	9
(5) 提示条件	10
① 事業・資金	10
② 技術	13
③ 維持管理	16
④ 特定目的会社等の活用	17
⑤ 県と事業者との責任分担	19
(6) 事業の実施に関する事項	22
① 各構成員の役割	22
② 事業者間の契約	22
③ 事業期間中の事業者と県の関わり	22
④ 設計・施工に関する事項	23
⑤ 維持管理に関する事項	23

(7) 契約に関する事項	2 3
① 契約の手順	2 3
② 契約等の概要	2 4
(8) その他	2 5
(9) 提出書類・作成要領	2 7
① 提案時の提出	2 7
② 作成要領	2 7
2 整備計画	2 9
3 設計・建設条件	3 0
4 仕様書	3 1
(1) 配置計画	3 1
(2) 施設計画	3 1
(3) 設備仕様書	3 3
(4) 維持管理仕様書	3 4
5 参考 諸室関係資料	3 5
6 別冊 様式集	3 6

1 募集要項

(1) 対象事業の概要

① 事業内容

質問事項	回答
整備手法は、BTO方式と思われませんが、この方式を採用したのはどのような理由か。	校舎については設置者の自己所有であることが大学設置認可の前提となっているためです。
本事業は「割賦販売法」の対象外であると理解してよいか。	検討中です。
建物建設中の敷地に対する権原は、民法上の「使用貸借」か「賃貸借」か、あるいはそれ以外の権利か。	工事期間中の建設予定地の確保については、県と地権者（横須賀市）との間で事業者に支障の無いよう対処する予定です。

② 業務の範囲

「元金相当費用」-「設計及びその関連業務にかかる費用」とあるが、関連業務については「設計企業」以外の者でも実施は可能と認識してよいか？また、事業会社が自らのノウハウを用い、事業性能の把握のためにチェックする目的で関連業務を実施することは可能と認識してよいか？	法に定められた範囲内でご指摘のとりの取扱いで結構です。
「元金相当費用」-「建設及びその関連業務にかかる費用」とあるが、関連業務については「建設企業」以外の者でも実施は可能と認識してよいか？また、事業会社が自らのノウハウを用い、事業性能の把握のためにチェックする目的で関連業務を実施することは可能と認識してよいか？	法に定められた範囲内でご指摘のとりの取扱いで結構です。
建設及びその関連業務に係る費用中に、外構工事費の記載がないが、元金相当費用に含まれると考えてよろしいか。	ご指摘のとりの取扱いで結構です。
工事を伴う備品整備とは何を指すか	諸室関係資料の他、別冊で配付する、備品リスト（工事を伴う備品）及びAV機器等リストを参考にご検討ください。なお、様式23の備考欄を利用して、本備品リストと異なるものがある場合は、当該備品名とその理由を付記してください。
(6) ③エの「工事を伴う備品整備費」と、18ページ7. 事業の実施に関する事項の(6) ④その他ウに示される「別途発注する備品」との区分について説明を御願います。	「工事を伴う備品」については諸室関係資料の他、別冊で配付する、備品リスト（工事を伴う備品）及びAV機器等リストを参考にご検討ください。それ以外の可動備品や情報関連の備品等が「別途発注する備品」となることを考えております。
周辺影響調査費の想定内容（交通・生態系・風等）について教えて欲しい。	必要に応じて実施してください。なお、工事開始後に追加費用が発生する場合には、事業者の負担と考えております。
周辺影響調査費には、周辺影響に対する補償費及び交渉費にかかる費用は含まれるか。	ご指摘のとりの取扱いで結構です。
電波障害対策費の対策の範囲はどのようになるのか。	必要に応じて設定してください。
電波障害対策費は、計画建物形状よりの机上検討による一般的費用と考えてよいか。	ご指摘のとりの取扱いで結構ですが、電波障害が発生した場合の処置に係る費用については、事業者の負担と考えております。
電波障害対策の方法について、何か方針等がありますでしょうか。	電波障害予想範囲を想定し、その防除方法を計画し、提案してください。

質問事項	回答
業務の範囲、周辺影響調査の範囲について、16ページのリスク種類にある環境アセスとの係わりがあるか。ある場合どのように解釈するのか。また、都市計画とのスケジュールの兼ね合いについても教えてください。	環境アセスについては、公有水面の埋立事業として、横須賀市で手続き済みです。
当計画は法令上、環境アセスメントの適用対象外と考えてよいか	環境アセスについては、公有水面の埋立事業として、横須賀市で手続き済みです。
横須賀市には環境基本条例がありますが、本計画が適用を受けるかご教示いただきたい	条例の理念をふまえた計画となるようご配慮ください。
公有水面の埋め立てについて環境アセスメントの適用を受けていると思うが、これに対して本事業において考慮しなければならない点をご揭示願いたい。	新たに環境アセスメントが必要となる事態は想定しておりませんが、提案内容により必要に応じてご検討ください。
開発許可の手続き業務が必要とあるが、その理由はなにか	設計内容により、開発許可が必要な場合もあるものと考えられます。
横須賀市の開発行為等指導要綱の適用を受けると思われますが、それに対する市の指導内容、周辺住民への周知の方法等をお教え下さい	必要に応じてご調査ください。
交通処理について管轄警察署との事前調査が必要となるかお教え下さい。	必要に応じてご調査ください。
事業者が、竣工引き渡し時に登記することが条件となりますか、事業者の判断で登記しなくてもよいですか。	法に基づいた手続きが必要と考えております。
建物竣工時にいったん事業会社の名義で建物の所有権保存登記を行い、その後、移転登記を行うものと解してよいか。(登記費用節約のため、直接県の名義で所有権保存登記をすることはできないと解してよいか)	法に基づいた手続きが必要と考えております。

### ③割賦料の支払

「割賦料の支払い」と「瑕疵担保」とは切り離されると認識してよいか。瑕疵があった場合でも、割賦料の支払が遅延・減額されることはないかと認識してよいか。	瑕疵への対応が適切に行われる限り、割賦料への影響はありませんが、それが不十分の場合、支払を遅延・減額する方向で検討しております。
「割賦料の支払い」と「維持管理料の支払い」とは切り離された契約と認識してよいか。維持管理業務が仕様に達しない場合に維持管理料の減額だけでなく、割賦料の支払が遅延・減額されることはないか。	事業の契約としては一体ですが、維持管理料の支払いの一時停止、減額、維持管理業者の入れ替え等を考えており、その他については検討中です。
割賦料支払期間について、30年間となっているが、この期間について変更は可能かどうか。(30年は長すぎるので短縮できるよければどの位にできるのか)	本要項に基づいた期間の設定となります。
「県への所有権の移転後に支払い開始」とあるが建設期間中(着工時より)から支払い開始することは検討いただけませんか。	本要項に基づいた割賦料の支払となります。
割賦料支払日が休日の場合、次に到来する銀行営業日が支払日であると理解して良いでしょうか。	基本的にはそのように理解していただいて結構です。詳細については、優秀提案等の選定後にお示しする契約案(以下「契約案」という。)でお示しする予定です。
元金相当費用の内訳には、建設期間中の金利支払いは費用項目として含まれていないが、建築工事に建設期間中の金利支払いは含まれると考えてよいか。	元金相当費用に算入する場合は、2(6)③サその他事業に伴う経費としてください。

質問事項	回答
建設及びその関連業務にかかる費用とありますが、その関連業務を具体的にご教示ください。	様式集P96の様式29に基づき、各工事費を算出して下さい。
契約書内容の検証のための弁護士費用は含まれるか。	応募者のご判断によります。
開発許可、建築確認等の手続に要する経費の但し書きにある説明会開催費について説明会の範囲と想定回数をどのように設定すればよいか。	必要に応じて設定してください。
周辺影響調査費については資料「設計・建設条件」に添付された神奈川県庁環境管理システム実施要綱の中の環境配慮計画書作成のための調査と考えてよいか。また、その場合調査項目を指示してほしい。	必ずしもご指摘のとおりではないものと考えておりますので、必要に応じて実施してください。
ケ「事業者の登記に関する費用」とは、具体的に何の登記を想定しているのか。	不動産の登記に関する費用を想定しております。
本事業において、事業会社は建物取得税を支払う必要があるのか	法に基づいた対応が必要と考えております。
「消費税について」一本事業における割賦契約はいわゆる金利別記となりますので、事業会社（SPCとなることを予定）は建物に関する売上を引渡時に一括で計上する事になります。従いまして、その売上に掛かる消費税は引渡時に発生することになりますので、神奈川県様には引渡時にその消費税をSPC（＝事業会社）あてに当然お支払いいただくこととなりますが、その点につき確認をさせていただきたく存じます。	消費税は、元金相当額に組み入れてください。
「元金相当費用」＝事業会社の経費＝利益は「契約にかかる費用」および「その他事業に伴う費用」に計上可能と認識してよいか？」	応募者のご判断によります。
「元金相当費用」＝実際の事業時にはSPCが事業会社に業務委託することになるが、その費用は「契約にかかる費用」および「その他事業にかかる費用」に計上可能と認識してよいか？」	応募者のご判断によります。
「元金相当費用」＝SPCから事業会社にコンストラクションマネジメント業務を委託することを検討中だが、「工事監理費」および「設計及びその関連業務にかかる費用」として計上可能と認識してよいか？」	応募者のご判断によります。
建物建設中の敷地使用料は無料と解してよいか	工事期間中の計画地の借地料は発生しません。ただし、建設予定地以外の土地についてはこの限りではありません。
2(6)③工事を伴わない備品関連（什器等）は本見積の対象外と考えてよろしいですか。	ご指摘のとおりので構です。

#### ④維持管理料の支払い

維持管理料の支払は割賦料の支払と同じタイミングで同じ銀行口座に支払われると考えてよいか。	原則として、ご質問のとおりと考えております。
維持管理料には、物価変動の要因を反映させるとあるが、どのように反映させるのか。	契約案で提示します。
物価変動等の要因の基準となる指標は何か。見直しはどのような頻度で行うのか。例えば、この指標が消費者物価指数等であった場合、現経済状況下ではマイナスの変動になる可能性も否定できないと考えられる。この場合はどのような取り扱いになるのか。	基準、見直しの頻度は契約案で提示します。なお、マイナスの変動も考慮しようと想定しています。

質問事項	回答
維持管理料に反映させる「物価変動等の要因」とはどの程度の範囲を示すのか。30年もの長期に及ぶ維持管理ではCPI構成要因の変動だけでなく、技術革新等も想定され、抜本的な変更も必要になると考えられるが、いかがか。	技術革新等により従前の維持管理料が大きく影響を受ける場合は、別途協議を行う方向で検討しています。
⑤その他	
「債務負担行為を設定し、本事業に必要な額を30年間にわたり支払う」ということは、募集要項P19にある基本契約および2種の付属契約は、建設期間も含め30数年間の長期契約になると理解してよいか。	ご質問のとおりと考えております。
債務負担行為の設定は、建物等割賦販売と30年間の維持管理業務の両方について設定されるか。また、債務負担行為の設定に関わる議会議決の時期はいつなのか。	債務負担行為については割賦料と維持管理料を一括で設定する予定です。議会の議決時期は、基本契約の締結までの期間の間に議決される予定です。
「その他」-16ページ、債務負担行為が承認されない時、事業は中止になるのですか。その場合、費用の補償はあるのでしょうか。	本事業に関する債務負担行為の設定が県議会において議決されることが、事業推進のためには必要と考えております。万一本要項に基づく事業が中止になった場合の措置については、検討中です。
債務負担行為として設定された額は、各支出年度の歳出予算において「義務的経費」として計上され、例えば財政構造改革による歳出の見直しや、財政再建団体指定による歳出の見直しの時にも減額されない性質のものとしてよいか。	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、毎年の歳出予算に所用の支払額が予算計上されることとなります。
債務負担行為が設定される本事業に必要な額とは、割賦料と維持管理料から構成されるという理解でよいか。さらに、割賦料、維持管理料はそれぞれ元金や費用のような固定部分と金利、物価に応じて変動する部分から構成されるが、変動部分についても債務負担行為が設定されるとの理解でよいか。	ご質問のとおりと考えております。
債務負担行為に関しては、毎年、予算の議決決裁は必要なのか。その際に事業者の事業内容について討議が行なわれることになるのか。	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、毎年の歳出予算に所用の支払額が予算計上されることとなります。

質問事項	回答
本件に関する長期債務負担行為が議会承認されない場合は、どのような手当が行われますか。	検討中です。

(2) 事業者選定の流れ

① 優秀・佳作の選定

「提案の中から優秀提案を1、佳作提案を若干数選定する。」とありますが、提案書の提出者が1社(又は1グループ)しかなかった場合、その企業の提案が優秀提案となり優先交渉事業者となり得るか。それとも、この方式による事業者選定は中止となるのか。	応募者が1者の場合でも、審査により事業者を選定します。
--	-----------------------------

② 事業者の選定

「協議が整わない場合には、佳作提案者と協議を行う場合もある。」との記述がありますが、協議の整わない場合とはどのような状況が具体的にお示し願います。たとえば、協議の過程で事業者側が提案した資金計画について更なる割賦条件を事業者側に求めることがあるのか。	たとえば支払方法や契約内容についての合意が得られない場合を想定しています。その他、状況に応じた協議をさせていただきたいと考えております。
「事業者の選定」-「協議が整わない場合」とは、どのような場合が考えられるのでしょうか。この時点で、12年7月に契約される基本契約は提示されるのでしょうか。	たとえば支払い方法や契約内容についての合意が得られない場合を想定しています。また協議の段階で基本契約の案を提示する予定です。
優秀提案を行なった応募者との協議が整わない場合、佳作提案者との協議を行なう場合もあるとされているが、佳作提案者を事業者とした場合のスケジュールは想定しているか。	契約のスケジュールは要項記載のとおりであり、 <del>特に変更する</del> 予定はありません。

(3) 応募条件

① 応募者

P.4-4(1)、(2)、P.20-10(7)維持管理会社について、応募者に入っていないがなぜか。事業会社は、「神奈川県競争入札参加資格者名簿」の維持管理にかかる関連種目に登録していなくてもいいのか。維持管理にかかる協力会社も同様に登録していなくてもいいのか。特定目的会社も同様か。	本事業にかかる資格審査については、県立大学として県の提示する条件を満たした施設整備を行う者が維持管理についてもその実施に携わることが合理的と考えているため、維持管理にかかる関連種目への登録は必要としておりません。
主として「維持管理業務」を行なう者を応募者グループに加えることはよろしいか。	応募者の構成員としての資格を満たしていなければ、構成員としては扱いません。
一者ですべてを兼ねることはできないのでしょうか？建物等を譲渡する者/事業会社と建物等を建設する者/建設企業が同一の会社でもよいか？また、建物等を建設する者/建設企業と建物等を設計する者/設計企業が同一の会社であってもよいのか？	ご質問のとおりと考えております。



質問事項	回答
各構成員の役割では事業者は事業会社、設計企業、建設企業となっているが「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」、「維持管理業務に関する付属契約」の締結に関しては事業会社が行う事となっている。しかし、当事業は割賦販売であるため割賦販売法に基づく会社でなければ割賦契約ができないため事業会社は必然的に割賦販売業者になってしまうように思われるが、維持管理に関しても割賦販売業者が契約を行うということはさらに維持管理を行う運営会社に外注する形になるが、30年に亘る事業期間において維持管理を行う運営会社が事業者の構成員に含まれていないのは責任という側面からも不具合が生じる可能性がある。そのため、要綱に記載されている事業会社、設計会社、建設会社に加え、運営会社を含めることは可能か	応募者の構成員としての資格を満たしていなければ、構成員としては扱いません。
「応募」-「同等の役割を担う能力を有するもの」とは、具体的にどのような者をさすのでしょうか。	建物等を譲渡する者、建物等を設計する者及び建物等を建設する者の全ての資格を満足し、担うことのできる者を指します。
「2者又は3者のグループ」の意味は建物譲渡、設計、建設のすべてを1者がやっけてはいけないという意味に解してよいか。この場合の「者」とは事業会社あるいは代表事業会社（複数の場合）となる1企業、建設企業あるいは建設幹事企業（複数の場合）となる1企業等と解したが、これによいか	全ての業務を1者が行うことは可能です。また、この場合の「者」とは、あくまで役割を示すものです。
応募者が単独(1者)で「事業会社」「設計企業」「建設企業」を兼ねることは可能かどうか。同等の役割を担う能力を有するものがどのような応募者を指すかについて可能であれば御教示ください。	全ての業務を1者が行うことは可能です。また、この場合の「者」とは、あくまで役割を示すものです。
「これと同等の役割を担う能力を有する者」とは応募者の構成員が株主となる特定目的会社のことを示しているのか。ほかに具体的に想定があるのか	建物等を譲渡する者、建物等を設計する者及び建物等を建設する者の全ての資格を満足し、担うことのできる者を指します。
提案書提出までに構成員の追加は可能ですか。	応募者の構成員の変更はやむを得ない事情が生じた場合を除いて不可とします。
出資者は事業者の構成員でなければならないか。	出資者が事業者の構成員である必要は必ずしもありません。
辞退者が他の応募者の構成員になることは可能か。	応募者の構成員の変更はやむを得ない事情が生じた場合を除いて不可とします。
(1)④に「応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き」とありますが、これは参加表明提出以降と理解してよろしいですか。	ご質問のとおりと考えております。

## ②応募者の資格

割賦販売業者以外の企業が「建物等を譲渡する者」となってもよろしいでしょうか。	「建物等を譲渡する者」に関する応募者の資格を満たしていれば可能です。
神奈川県競争入札参加資格の経営指標が「B」ランクの場合でも、今回の入札においては、経営指標を審査対象とせず、審査減点の対象とならないということによいか	資格確認においてはご質問のとおりと考えております。
構成員すべてが「神奈川県競争入札参加資格者名簿」の関連種目に登録していることが必要、と解してよいか	ご質問のとおりと考えております。

質問事項	回答
応募者の構成員になろうとするものは、神奈川県競争入札参加資格認定が必要と記載されていますが、一級建築士事務所の登録を行っている建設会社が、設計事務所と設計JVを組んで応募する場合（設計幹事企業ではない）も、上記神奈川県競争入札参加資格認定が必要でしょうか。	必要となります。
応募者の構成員の資格要件として、「設計企業」においては一般的に直接入札に参加することがないため「神奈川県競争入札参加資格名簿」に登録していない場合が多いが、今回の入札において当該入札名簿に登録する必要があるかどうか	登録する必要があります。

### ③応募資格の制限

どの時点で県の指名停止期間であった場合、応募資格がないとされるか。例として以下の①～③の場合について指示してほしい。 ① 12/7の資格確認日に指名停止期間でなければよいか。 ② 12/5まで指名停止期間であった場合、12/6に応募資格を満たしているとして、参加表明することができるのか。 ③ 12/7の資格確認日以降に指名停止処分を受けた場合、応募資格を失うことになるのか。	ご質問のとおりです。
本募集要項で定められている本事業について事務局と協力者以外の本事業に係わった者についての定義を可能であれば御教示いただきたい。	本事業の審査に関わる者を想定しています。

### ④応募に関する留意事項

「やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行う」にあるやむを得ない事情とはどのようなことを想定しているか	例えば、応募中に構成員が指名停止等の理由により応募者の構成員の資格を失った場合などを想定しています。
応募者の構成員の変更は認めないと記述されているが、複数の企業が事業会社等を構成している場合、県との諸手続きを行うことになっている代表事業会社が県の指名停止などやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は他の構成員により代表者の変更は可能か	ご質問のとおりと考えております。
事業者を選定された後、選定事業者の構成員たる、事業会社、設計企業、建設企業のそれぞれにつき、メンバーを追加することは可能か	基本協定の相手方としての追加は想定しておりません。
提出した提案が優秀提案書となった場合、資金計画表の出資及び借入れの計画の変更は可能か。また、可能な場合、いつの時点で可能となるか。	原則として変更は不可ですが、協議による変更はあり得ます。

質問事項	回答
実施設計段階での県との協議結果による設計図書の変更は、本規定の対象外としてよろしいか。	ご質問のとおりです。

⑤応募手続

提案書の資金計画書に融資先を明記するようになっていますが、この融資先は他の応募者への融資先、ないし応募者と重複してもよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりと考えております。
参加表明若しくは提案書提出者の公表はあるか。あるとすればいつ頃か。	実施スケジュールに即し必要に応じた公表をすることを考えております。
本文からは、応募者の資格があれば必ず提案要請書の通知が来ると読みとれるが、それでよいか。	参加表明を行った応募者に対して資格が確認できれば提案要請をいたします。
要求図書（提出書類）以外の提案資料を追加してもよいですか？	本要項の中で提出することになっているもの以外の資料は、審査の対象外です。
融資等に関しては、その裏付けとなる書類等の添付の必要はあるのでしょうか。	提案時には、本要項で指定のある資料以外の提出の必要はないものと考えております。
「グループ構成表」－グループ名をつけてよいのでしょうか。例えば、「〇〇グループ」というグループ名でグループ構成表を提出してよいでしょうか。（ただし、事業会社、設計企業、建設企業の名称ではない名称）	記載していただいても結構ですが、本要項に示す要項の記載事項については必ず記載して下さい。
環境配慮計画書の様式27の現況生態系・交通計画等に関する資料等は、提示してもらえるのか。	県から提示する予定はありません。必要に応じて調査してください。
提出書類中、上記決算書類を最近4期分提出するとあるが、平成10年に合併しているが、合併以前のものも提出するのか。	合併以前のものについては、合併前の会社両社についてのものご提出下さい。
周辺道路の交通量調査資料、また、交通混雑、渋滞緩和方策等の計画資料等があればご掲示願いたい	県から提示する予定はありません。必要に応じて調査してください。
様式27の環境配慮計画書の環境把握については、各社の調査によると考えてよいか。また、調査内容の表現、まとめ方について、様式で制限されるものはあるか。	必要に応じて調査してください。様式に従って記載していただければ結構です。
応募者への回答は個別に行われるのでしょうか、それとも公表されるのでしょうか。	要項にお示した場所において、配布いたします。
第1回目及び第2回目の質疑受付、回答の日程が記されていますが、第2回目の質疑受付11月10日以降は一切質疑は不可でしょうか。	不可といたします。
「カ参加を辞退する場合」－提案辞退書の送付なくして提案を辞退したときには何らかのペナルティがあるのか？	特にペナルティーは考えておりませんが、提案辞退届の速やかな提出をお願いいたします。

質問事項	回答
他の応募者の質問に対する回答書についても本募集要項と同等の効力をもつを解してよいか。また、その場合は、他の応募者に対する回答も開示するのか	ご質問のとおりです。

(4) 審査及び審査結果の通知

① 審査

審査委員会のメンバーの公表はあるか。あるとすればいつ頃か。	審査委員については、公表予定ですが時期は未定です。
「審査」－「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」において何が最も重視されるのか？	要項で示したとおり「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」を総合的に審査します。
審査基準は事前に公表されないのか。仕様を満たしてさえすれば、最も総事業費が低い提案が評価されるのか。建設費の上限値以下に収まっていれば、より優れた提案が評価されるのか。	要項で示したとおり「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」を総合的に審査します。
文中「より優れた提案」とありますがもう少し具体的にどのような項目を重視するかご提示いただけますか。	機能、性能が県の提示条件等より優れているものを想定しています。
ヒアリングを行う場合は、いつごろどのような内容のプレゼンテーションが予想されるか。(参加人数、ビデオの使用の有無など)	ヒアリングの実施については検討中です。

② 審査結果の通知及び公表

「審査結果の通知および公表」－審査過程は透明性、説明義務の観点から審査結果公表後には公表されるべきであると思うが公表されるのか？	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。
「審査結果の通知及び公表」－審査結果を講評としてまとめて発表するとあるが、個別のグループのスプレッド、スキーム等の提案内容は全て公表されるのか？	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。
事業者選定後、各社の提案書は落選者の分も含めてすべて公表されるのか	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。
提案には、企業秘密も含まれている場合があり、公表に関し事前に応募者に了解をとってもらえるか。	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。

質問事項	回答
審査結果を講評としてまとめ公表する。とあるが、優秀提案、佳作提案の内容についてはすべて公表するのか。特に事業・資金提案書の(a)費用等積算表(b)資金計画表(c)提案スプレッド(d)長期収支計画表(e)30年間償還表、維持管理提案書の(a)維持管理内容説明書(b)維持管理料見積書(c)長期修繕計画書は公表されるのか。	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。

(5) 提示条件

①事業・資金

6(1)①建物完成と、備品等の搬入・据付の時期についての計画等があれば御指示下さい。	基本的には、本要項に記載のとおり建物引渡を平成15年1月末日までとしており、その後、開学までに必要な備品等(本要項の業務範囲の工事を伴う備品を除く)の搬入・据え付けを行う予定です。
5年毎の元利均等払いを想定する場合の金利の算出方法は、募集要項11ページ「6提示条件(1)事業・資金②割賦料の支払 ウ割賦金利」で定められている割賦金利を適用するとの理解でよいか。また、元利均等払い開始前の発生利息の算出方法を教えてもらいたい。	金利の算出方法については、募集要項11ページ記載の割賦金利を適用して下さい。元利均等払い開始前の発生利息の算出方法については、募集要項2ページ「(6)割賦料の支払い」における「③元金相当費用」総額に対する平成15年2月1日より同年3月末日までの割賦金利を365日の日割り計算によって算出して下さい。
基準金利の計算開始時点は平成15年4月1日となっているが、平成15年1月末日引き渡しから同年3月末日までの期間の基準金利適用日はいくつの時点の金利を適用するのか	事業者決定後の基準金利の適用日等については、契約案の中で考え方をお示しする予定です。
スプレッドは、期間毎に異なるスプレッドを提示することも可能という理解でよいか。(ステップアップ方式等)	スプレッドについては全期間同一という前提でご提示ください。本要項の提示条件に従った提案をした上で別途いただくことはかまいませんが、審査の対象は提示条件に従った提案です。
基準金利の、①決定時期、②決定根拠、③決定者を教えて下さい。	提案時には、本要項等の記載に従って提案書を作成してください。事業者決定後の基準金利の適用日等については、契約書案の中で考え方をお示しする予定です。
基準金利である、6ヶ月LIBORベース金利スワップレートは、利息後払いベースという理解でよいか。	基本的にはそのように理解してもらって結構です。詳細については契約時に定めます。
基準金利のスワップ期間は、5年一括ではなく、実際のキャッシュフローに対応する期間として欲しい。	提案時には、本要項等の記載に従って提案書を作成してください。なお、スワップレートはあくまでも支払金利を決定する上での基準金利として理解して下さい。
基準金利は5年物のスワップレート/6ヶ月LIBORベースのうち6分の1をアモチ付/残価なし、残額を一括物/残価付とする基準金利を加重平均する方法で良いのか。また募集要項22ページ記載の償還表の基準金利にもこの計算方法を適用するものと考えて良いか。	算出対象となる金額全額について一律の基準金利を適用して下さい。償還表の基準金利についても同様です。
30年間で建物譲渡代金を割賦で支払うことになっており、かつ5年毎に支払金額が金利要因により変動する形態は、税・会計上の割賦基準に適合しているか。	税・会計上は、基本的には延払基準に適合するものと考えられますが、実際の取扱いについては、個別要因等もあるかと思われますので、各事業会社専属の会計士等にご確認下さい。